

狭あい道路拡幅整備事業のあらまし



目黒区内には、道路幅員が4mに満たない狭あい道路が多く存在しています。

狭あい道路は、災害時の避難・救援活動に支障をきたすだけでなく、生活環境や都市景観を損なうなど道路としての機能を十分に果たしていません。

そこで目黒区では、「目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例」（平成8年7月1日施行）により、狭あい道路に接する敷地で行われる建築などの機会をとらえ、建築主や土地所有者と拡幅整備に関する協議を行い、狭あい道路の解消に努めています。

1 狭あい道路とは

- (1) 建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路
- (2) 幅員4m未満の拡幅整備を必要とする道路（建築基準法第42条第1項第1号、3号又は5号を除く）

2 協議の内容

狭あい道路に接する敷地で、後退用地（東京都建築安全条例第2条の規定による隅切り用地を含む）の区域、拡幅工事の方法、維持管理などについて協議します。（後退用地の所有者等の承諾が必要です）

3 協議の種別

- (1) 建築に伴う拡幅整備の協議
狭あい道路に接する敷地に建物を新築・増改築する場合の協議です。建築確認申請の概ね1か月前までに協議書を提出してください。
- (2) 任意の拡幅整備の協議
建築を伴わない敷地で、狭あい道路の拡幅整備を行う場合の協議です。
- (3) 路線別拡幅整備の協議
建築を伴わない敷地で、狭あい道路の路線ごとに、一斉に拡幅整備を行う場合の協議です。

4 拡幅整備工事の種別

建築基準法第42条第2項の道路で、整備種別が公道の寄付・無償使用承諾と、私道の整備委託の場合は区が拡幅整備工事を行うことができます。

ただし、必要な書類の提出や現場状況等の諸条件があります。
これ以外は自主整備工事（自費施工）となります。

5 後退用地の拡幅工事を区に施工依頼する場合（区整備工事）

※ 隣地との民境界、及び公道では官民境界も確定済みであることが要件になります。なお、砂利道や行き止まり私道の場合は区で整備工事は行いません。

(1) 寄付（公道）

後退用地部分の土地財産権を区に移転し、道路に編入して区が管理します。

(2) 無償使用承諾（公道）

後退用地部分の土地使用権を区に移譲し、道路に編入して区が管理します。

(3) 整備委託（私道）

既存 L 形側溝等を移設可能で、通り抜け私道で後退幅が 10cm を超える場合。

6 後退用地の整備を自費施工で行う場合（自主整備工事）

(1) 申請者が、後退用地の舗装整備等を自ら行いたいと希望する場合。

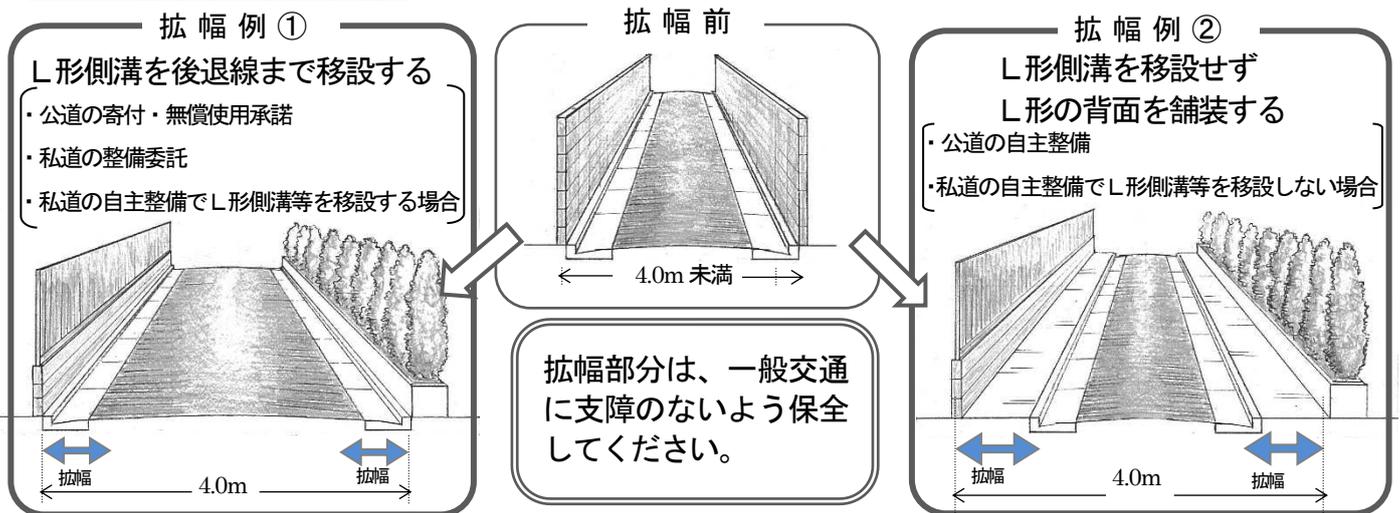
(2) 私道の形態が、砂利道や行き止まり道路の場合。L 形側溝等の移設を伴う場合。

(3) 隣地との民境界や、公道では官民境界が未確定の場合

(4) 【条例第 19 条、区整備工事の適用除外】

建築主が、公共的団体等・中小企業以外、住環境整備条例、開発行為の場合。なお、寄付、無償使用承諾（公道編入）の場合も自主整備工事（自費施工）となります。

7 狭あい道路の拡幅例



8 助成制度等

区が道路状に拡幅工事を行った箇所については、予算の範囲内で次の助成制度を利用できます。

(1) 後退用地内にある塀等（木塀を除く）の撤去等工事費用の一部助成

(2) 隅切り用地奨励金（公道20万円/箇所、私道5万円/箇所）

9 後退用地と隅切り用地の維持管理

後退用地及び隅切り用地は、生活道路・避難路として一般交通に支障の無いよう保全していただく必要があります。植栽やプランター、バイクや自転車など通行に支障のあるものを置かないようお願いします。

狭あい道路の拡幅工事を行い、一定の要件を満たす場合は、都税事務所に申告することにより固定資産税・都市計画税が非課税になります。

目黒区 都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係

R7.4更新

TEL. 03-5722-9729（直通）

目黒区ウェブサイトはこちら

メールアドレス kentiku06@city.meguro.tokyo.jp

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区総合庁舎6F

